

四日市市告示 第256号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、市民課において歳入金の収納事務を委託したので、次のとおり告示します。

令和4年4月1日

四日市市長 森 智広

委託する事務	委託を受ける者
戸籍手数料の収納事務	株式会社エイジェック名古屋オフィス
住民登録手数料の収納事務	
印鑑証明等手数料の収納事務	
納税証明等手数料の収納事務	
火葬場使用料の収納事務	

契約期間 令和3年10月1日から令和6年9月30日まで